

令和5年5月10日

地域の皆様へ

危機対策本部長
愛媛大学長 仁科 弘重

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置付け変更に伴う本学の対応について

愛媛大学は、令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行されたことに伴い、政府や愛媛県の示す方針と合わせ、これまで定めていた感染防止対策を緩和する方向へと移行いたします。つきましては、5月10日(水)から本学の対応を以下のとおりとさせていただきますことになりましたので、よろしくお願いいたします。

コロナ感染症自体は収束していないため、引き続き、基本的な感染防止対策は継続してまいりますので、何卒ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 学外者の業務等に伴う入構は、制限を行わない。
- 2 毎週本学の公式ウェブサイト(新型コロナウイルス感染者の発生についてのお知らせ)で公表していた感染者数の公表を終了する。